

## 【基本目標Ⅱ】 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

(現状と課題)

男女が互いにその人権を尊重することは、豊かな男女共同参画社会を築く上で基本となる考え方です。しかし、今日の社会において、その意識の浸透はまだ十分とは言えません。

中でも、女性に対する差別や、相手の意に反した性的な言動、暴力は重大な人権侵害であり、その防止に向けた取り組みが必要です。

意識調査において、「男女共同参画においてどのようなことに力を入れて取り組むことが必要か」という質問に対し、3割近くが「夫や恋人などパートナーからの暴力など、女性に対するあらゆる暴力の根絶」と回答しています。またDV防止法の施行やメディア報道により、身体に直接影響を及ぼすもの以外に、中傷や非難などの精神的にダメージを与える言葉も暴力として認知されるなど、DV（ドメスティック・バイオレンス）に対する認識は少しずつ高まってきているものの、「女性の人権が尊重されていないと感じること」として52.4%が「家庭内での夫から妻への暴力」と回答しており、実際には女性に対する暴力は減少しているとは言えない実状があります。

また、女性は妊娠・出産の可能性を持つことから、男性と異なる健康管理に配慮した健康づくりを進める必要があります。

そのため、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の知識の普及に努め、生涯を通じた女性の心身の健康対策に取り組むことが必要です。

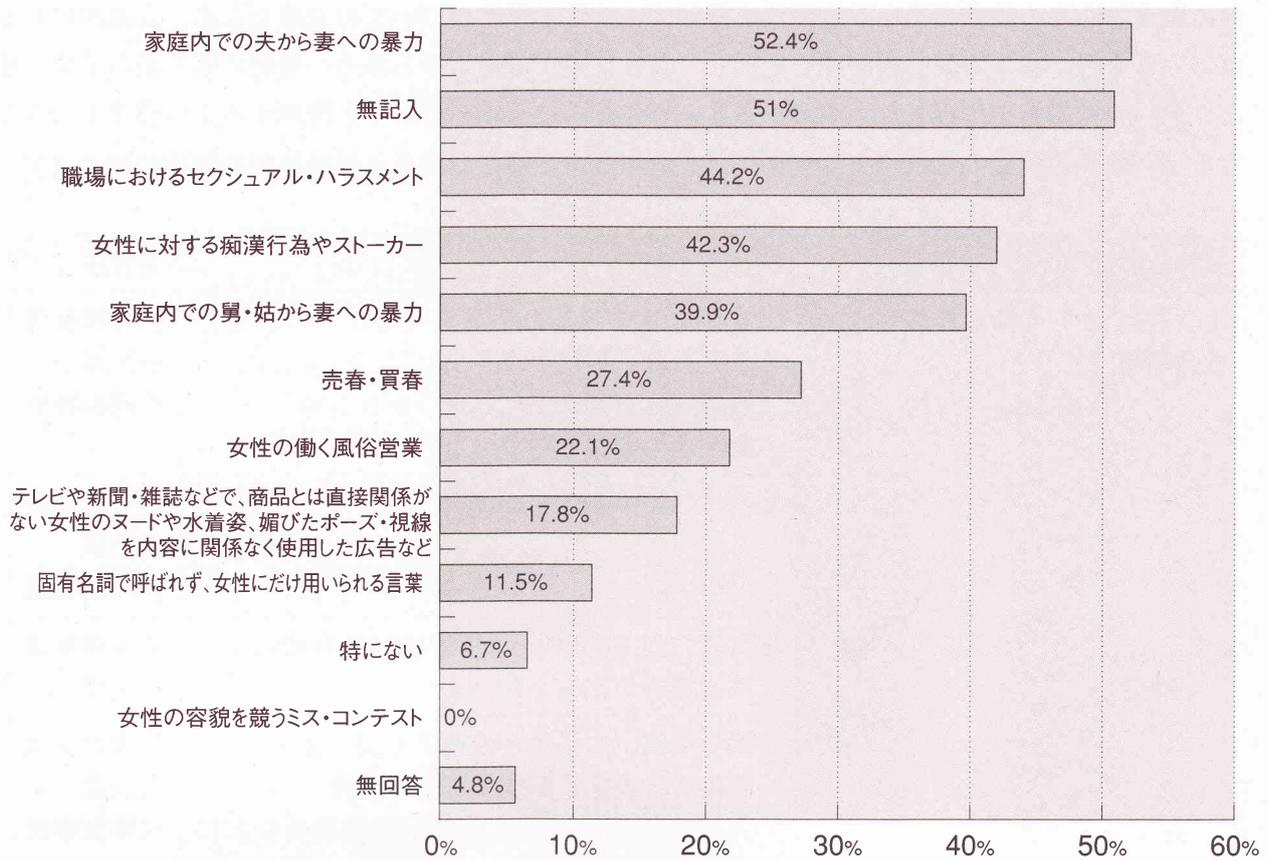
※DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」・・・暴力は重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。性暴力を含むあらゆる暴力は、心身に大きな傷を残し、被害が深刻であるにも関わらず個人の問題、家庭内の問題として見過ごされてきました。2001（平成13）年10月に施行された「DV防止法」により配偶者や恋人からの暴力が犯罪と規定され、平成16年の一部改正により「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と規定されました。

## 重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、生きる自信や人間としての尊厳を失わせ、女性が生涯に渡って心身の健康を損なう危険性を持っています。暴力についての認識を深め、日常的に行われている女性に対する暴力の実態を把握し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組みます。また、悪いのは暴力を選択した人間であるということを社会がしっかりと理解するよう啓発を行うとともに、関係機関との連携により女性に対するあらゆる暴力の防止と相談体制の整備に努めます。

施策の方向	具体的な施策	主管課
1.女性に対する暴力を許さない 社会環境づくり	(1)女性に対する暴力を防止するための啓発と 予防教育を推進します ・ 広報誌、ポスター、パンフレット等 ・ 講演会の開催	社会福祉課 市民課 企画振興課
	(2)女性に対する暴力の実態把握を行います	社会福祉課 市民課 企画振興課
	(3)女性に対する暴力の相談窓口の明確化と一 時避難所の確保を行います	社会福祉課 市民課
	(4)関係機関、関係者との連携を図ります ・ 相談所、警察、医療機関との連携 ・ 人権擁護委員、民生委員、児童委員などによる 相談体制の周知と利用促進	社会福祉課 市民課 保健医療課

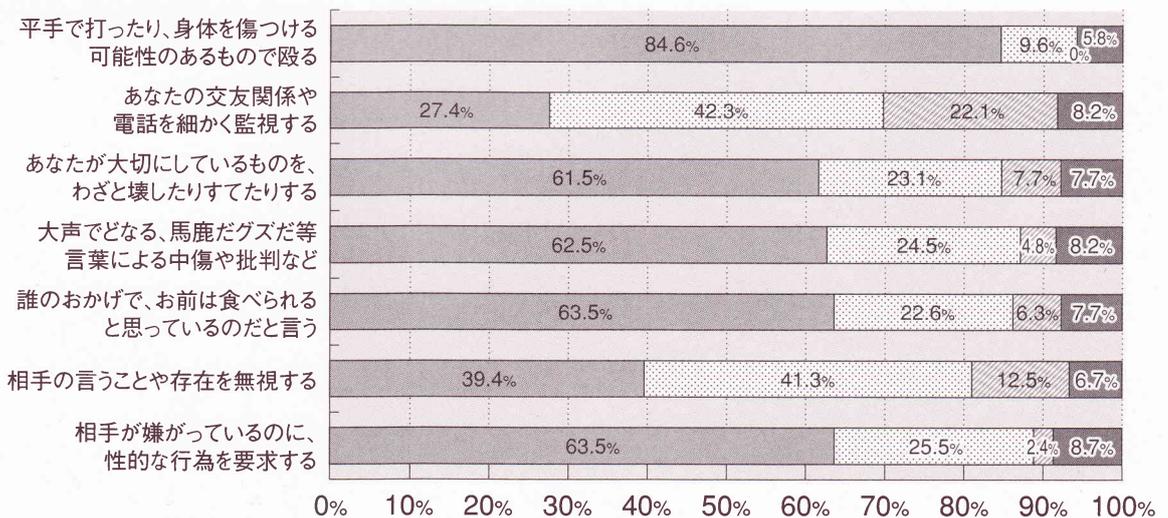
問10 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



資料: 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 (2006年)

問11 あなたは、次のようなことが夫婦間(事実婚や別居中を含む)で行われた場合、それを暴力だと思えますか。

暴力だと思う   
 暴力の場合とそうでない場合がある   
 暴力にあたるとは思わない   
 無回答



資料: 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 (2006年)

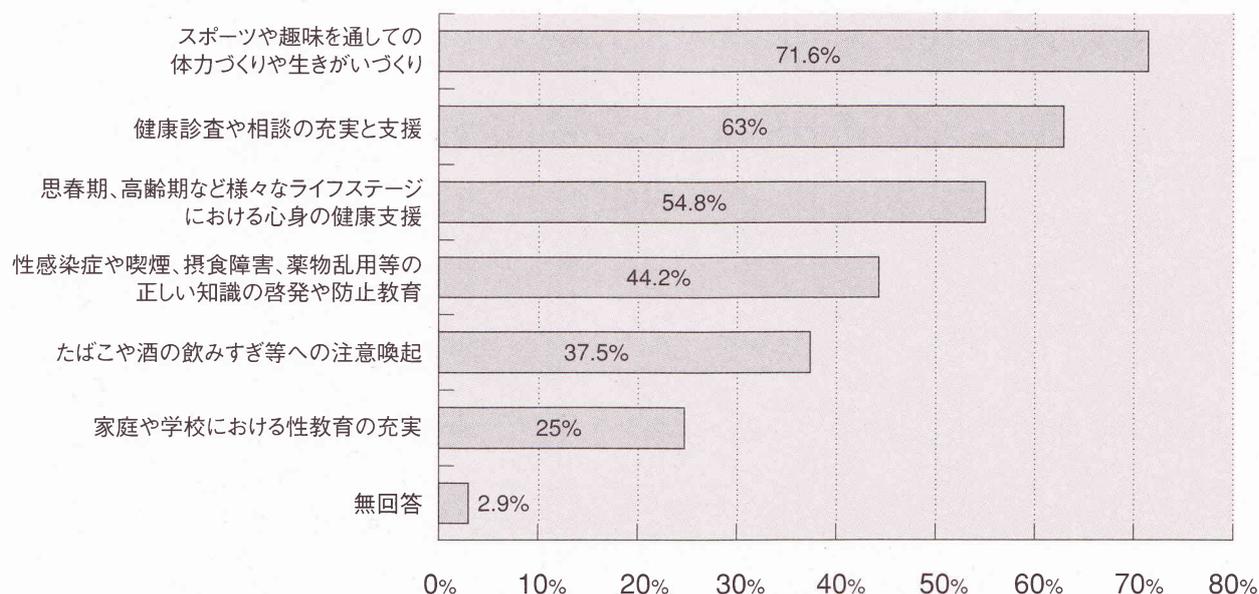
## 重点目標2 生涯を通した女性の心身の健康づくりへの支援

女性は妊娠・出産する可能性があるという女性特有の課題を持っています。女性がいかにしてその課題を含めた自分のライフプランを主体的に決定するかということの重要性と認識を高めるために「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の知識の普及啓発を図るとともに、人権尊重に基づく生涯を通した女性の心身の健康の保持・増進に取り組みます。

また、生涯を通した健康づくりは男女ともに必要ですが、特に女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期など、男性と異なる健康管理に配慮した健康づくりが必要です。従来、妊娠や出産に偏りがちであった女性の健康を、避妊、不妊、性感染症、婦人科的疾患、子育て、更年期障害等などのあらゆる場面に応じてとらえ、女性自らが健康を保持・増進できるような支援体制の整備に努めます。

施策の方向	具体的な施策	主管課
1.性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を尊重する意識の浸透	(1)「性と生殖に関する健康と権利」についての知識の普及を図ります	社会福祉課 企画振興課
	(2)性犯罪、売買春防止に向けた啓発を推進します	社会福祉課 企画振興課
2.生涯を通した女性の健康の保持・増進の推進	(1)生涯を通した女性の心と身体の健康保持を促進します ・思春期から更年期までの心と身体の健康づくりの支援	保健医療課 生涯学習課
	(2)女性の心と身体の健康や生殖・不妊に関する相談事業の充実を図ります	保健医療課

問15 あなたは男女を問わず、生涯にわたり心身ともに健康に過ごすためにはどのようなことが必要と思われますか。



資料：佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（2006年）